

神戸地方裁判所委員会（第7回）議事概要

1 日時

平成17年11月1日（火）14：00～17：00

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

池田志朗，勝沼直子，柴田和重，妹尾美智子，芹田健太郎，田中祥子，田中秀雄，田畑勝茂，中村好春，西畑彰夫，早川 徹，林 醇，的場純男，村上和子
（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

田中澄夫

（庶務）

舟橋信夫，本郷忠彦，和田 勉，西山 実，吉田 進，米沢弘治，藤井 徹

4 議題

(1) 委員長の選出

(2) 委員長代理指名

(3) これまでの当委員会の運営方針についての説明

(4) これまでの地裁委員会での議題等についての説明

(5) 神戸地方裁判所の現状等についての説明

ア 裁判所の組織

イ 民事事件手続及び事件処理状況

ウ 刑事事件手続及び事件処理状況

(6) 神戸地方裁判所からの説明を踏まえて，裁判所に対する印象や今後の当委員会で取り上げる議題について意見交換

(7) 次回テーマ及び期日

5 議事

(1) 委員長の選出

林委員が引き続き委員長を務めることが了承された。

(2) 委員長代理指名（地方裁判所委員会規則第6条第3項）

委員長代理として芹田委員が指名された（本人了承）。

(3) これまでの当委員会の運営方針についての説明

委員長から、次の項目について説明があり、今後も同様の方針で運営し、必要に応じて適宜協議することとなった。

ア 議事録の公開

各委員の点検を受けたのち、神戸地方裁判所のホームページで議事概要を公開する。

発言者は特定しない。

イ 議事の公開

一般の傍聴は認めない。

マスコミからの取材依頼があった場合は、冒頭のみ公開し、委員会終了後に委員長が委員長代理同席の下に記者会見を行う。

ウ 定足数及び議決の方法

定足数の定めは置かない。

多数決などの決議の定めは置かない。

エ 開催回数

年に3回程度の開催とする。

(4) これまでの当委員会での議題等についての説明

米沢総務課長から次のとおり説明があった。

ア 過去の議題

- ・第1回 神戸地方裁判所に期待すること

- ・第2回 神戸地方裁判所の広報の在り方について
- ・第3回 神戸地方裁判所の広報の在り方について
- ・第4回 国民の司法参加の在り方について～裁判員制度を視野に入れながら
- ・第5回 裁判員制度の具体的なイメージ及びその広報活動について
- ・第6回 裁判員の負担に配慮した裁判員制度の在り方と裁判員制度の広報活動について

イ 当委員会が出された意見に基づき，改善した事項

- ・広報活動のためのリーフレット配布先の見直し
- ・神戸地方裁判所ホームページの改善
- ・開廷情報の提供（神戸地方裁判所及び神戸簡易裁判所の民事通常訴訟事件及び刑事訴訟事件の期日簿を玄関ホールに備置き）

(5) 神戸地方裁判所の現状等についての説明

ア 裁判所の組織

舟橋事務局長から神戸地方裁判所の組織などについて説明があった。

イ 民事事件手続及び事件処理状況

本郷民事首席書記官から民事通常訴訟事件手続の流れ及び神戸地方裁判所の民事事件処理状況の説明があった。

ウ 刑事事件手続及び事件処理状況

和田刑事首席書記官から刑事訴訟事件手続の流れ及び神戸地方裁判所の刑事事件処理状況の説明があった。

エ その他

田中澄夫裁判官及び的場委員から，民事事件担当裁判官及び刑事事件担当裁判官の日常などについてそれぞれ説明があった。

(6) 神戸地方裁判所からの説明を踏まえて，裁判所に対する印象や今後の当委員会で取り上げる議題について意見交換

委員長：裁判所側から神戸地方裁判所の現状などについて、また、裁判官の日常などについても説明がありました。これらの説明を受けて、裁判所に対してどのような印象を持たれたか、また、今後、当委員会でどのような議題を取り上げて協議すればいいのかについて、御意見を伺いたい。

委員：裁判所はなじみがなく、裁判所への期待だとか広報の在り方とか今まで一度も考えたことがない。また、裁判所というところは、事件が起こったとき以外、通常の生活をしているとニーズが出てこない。裁判所は広く国民の声を取り入れたいというが、何のためにいろんな人の意見を聞きたいのかよく理解ができない。裁判員制度についても、法律ができてしまったのだからしよがないと考えている人が多く、義務と感じているのではないかと思う。また、国民の意見を広く取り入れたいという理由を国民が理解しているのか不明である。裁判員制度について、法律ができたときには新聞やテレビで報道され、こんな制度ができたんだと感じたが、その後は、継続的にメディアにでていないという印象を受けている。

それと、一般の人にもわかりやすくするためには、言葉のアレルギーをなくすようにしてほしい。

委員長：例えば、アメリカでは、裁判所は非常に身近なところにある。例えば子供のけんかでも決着がつかない場合は、裁判所で決めてもらおうということになる。また、日曜日になると連邦最高裁判所に子供連れの見学者が大勢いる。一方、日本の社会は、これまで事前規制というか談合社会というか、お互いに適当なところでやめようよというようなルールを作ってやってきたが、それがだんだん行き詰まってきている。そうなると思えば皆がそれぞれ自己責任に基づいて活動して、その結果生じたトラブルについては法律に従って救済してもらおうという社会になりつつあるし、そうなると思えばいであらう。マスコミなどから、何かあると裁判所は世間知らずだとかよくいわれるが、裁判所の世界と一般国民とはちょっと違った、あるいは遠い世界だと思われている

状況で、司法の果たす役割だけがどんどん肥大化していくのは国民にとっても不幸なことだし社会にとっても良くないことである。したがって、裁判所に対する国民の理解を深めていきたいし、裁判所なり裁判官が世間知らずといわれるのなら、本当にそうなのか、裁判所の実情をもっと知ってもらいたい。そうすることによって、今後、社会のいろんなトラブルの発生について裁判所が果たしていくべき役割について、国民のニーズに沿った適正なものになっていくのではないかと考えている。

委員：アメリカの場合は、訴訟社会とかいうのはわからないでもないし、国の生い立ちからしてトラブルが多く、国民が自分のこととして非常に関心がある。日本の場合は、確かにだんだん不安全な社会になってきているが、非常に安全な世界から出発している。そうすると、裁判所から幾ら知ってくれ知ってくれといわれてもなかなか難しいと思う。小学校のころから教育していくとか、裁判所だけではなく、ほかの社会の仕組みと一緒にやっていく必要があるのではないか。

委員長：おっしゃるとおり、裁判所だけがやることではなく、この国の在り方の問題に深くかかわってくる問題で、確かに小さいときからの教育が必要とは考えている。ただ、一点、考えていただきたいのは、刑事司法について、専門家だけがやってきた、一般国民は知らなくてもよかったといわれるが、本当にそうだろうか。被害者の権利というのはつとにいわれているが、刑事司法のレベルだと、単に被害を受けた者というだけではなく、刑事司法の協力者でもある。例えば少女に対する性犯罪というのは親は隠したい。でもそうやってしまうと犯罪者は野放しになってしまい社会の治安が悪くなってしまふ。つまり、被害者の犠牲の上で治安を維持しているという面もある。私たちが気が付かないところで刑事司法に協力している人たちがいて、その恩恵を私たちは目に見えないところで受けている。そういうことについて、広く見てもらって、そういう意味で責任の分担をしてほしいということも国民参

加の目的の一つかなと考えている。

委員：今日、三ノ宮で社長さんの集まりがあり、裁判員制度の説明をしたが、その際のやりとりを紹介したい。アメリカの陪審制度では、陪審員は事実認定だけをする。つまり、有罪無罪だけを決して、裁判官は関与しないという制度になっており、選ばれた人の中には嫌々やっている人もいるが、選ばれた以上は尽くすという、社会奉仕に対する姿勢がはっきりしている。社長さんたちも経済が厳しい中で三ノ宮の町をできるだけよくしていこうと考えておられる。例えば、プラザの会館の中に授乳施設を多くしていこうと考えておられ、それも1階フロアに造って、プラザに買物に来た人でなくてもすぐに入れるようにしていこうと考えておられる。そういう奉仕の世界があつてこそ助け合って生きていける。その精神がみんなに広まれば社会は変わっていくだろうという説明をした。社長さんたちにも、国民の司法参加について、非常によくわかっていただけたようである。

委員：おっしゃることはよくわかるが、ほんとにそういうので広まるのかというところが非常に疑問である。奉仕の精神もそうだし、裁判員制度もわかるが、裁判所の一方的なラブコールのようで、今のやり方だけで皆の理解を得られているのかなと思う。

委員：裁判所も検察庁も弁護士会も、法曹自体の使命として広めていこうとしている。フォーラムをやったり模擬裁判をやったりしているが、検察庁も高校の教頭先生の大会や、特定の地域の社会科の先生の有志十数名に集まっていた場で裁判員制度の説明をしている。裁判員制度は平成21年5月までに始まるが、裁判員裁判の件数が増えてくるのはその1、2年後であろう。そうすると、今の中学生がちょうど20歳となって、新しい世代として裁判員制度に接触することになる。そこで、それらの世代にも広めていこうとしている。また、今回、委員になっていただいたのをきっかけに、皆さんにもお力添えを頂きたい。

委員長：裁判所だけが一方的にラブコールを送って、片思いになるのかわからないが、そのあたりも含めて皆さんのお知恵を拝借したいというのもこの委員会の一つの目的である。裁判員制度の実施まであと3年半、その間にうまく離陸できるのだろうか、皆さん若干の不安を感じておられる。また、形の上で実現するだけではなくて、今の刑事裁判をよりよい方向に変えるものにならないとまずいことになってしまう。いろんな方向から委員の皆さんのお知恵を拝借したいと考えている。

それから、言葉をわかりやすくしないといけないという意見を頂いたが、今回の裁判所からの説明について、事前に書面で見た限りではうまくできていると感じていたが、実際に聞いてみるとまた違う。おわかりいただけなかった言葉が多くあったのではないかと思う。そこで、どのようにすればわかりやすくなるのかについても御意見を頂きたい。

委員：消費者運動をやっていると企業と向かい合ったりすることがある。そのときに、最初の手掛かりとして、企業には企業の専門用語があり、新聞社には新聞社の専門用語があるので、まず用語の解説から入っていかなければならなかった。消費者問題、教育を進めていく中で、最初に始めたのは用語の解説書であった。裁判制度全国フォーラムのパネルディスカッションに、私どもの関係者も多く参加していたが、わかったようでわからなかったのが用語だったようである。専門用語はわかりやすく書くとかえって分かりにくいものになることもあり、難しいと思う。ただ、税務署は非常にうまくやっている。広報官がいて、ある程度の人数を集めれば、税務の教室に税務署から講師を派遣してくれる。その時にアンケート調査をし、ニーズを把握した上で、次の広報のネタとしてつなげているようである。裁判所の場合にも出前講義というものが必要ではないか。裁判員制度の理解を深めてもらうために、法律と国民とを結びつけることになるのではないかと思う。

委員長：どのような形で実施するのがいいのか、委員の方々の御意見をお聞きした

い。裁判所も出前講義はかなり行っている。8月には裁判官を中心に、5、6か所に出かけている。また、小学校高学年と中学生を対象とした夏休み子供法廷を実施した。ただ、夏休み子供法廷以外は、なかなか新聞に取り上げてもらえず、マスコミにでないと広報効果が限られたものになってしまうので、難しいところである。

委員：裁判所で出前講義とか裁判デーとか実施され、裁判所のホームページにも載っているが、余り一般に知られていない気がする。ホームページをぱっと見て、中に入っていきたいなと思うような内容にしてほしい。また、裁判傍聴にいろんな人を連れていくことがあるが、裁判官によっては法廷終了後、何か質問がありますかといってくれる場合がある。また、法壇に上がらせてもらい、ものすごく喜んでいた人もいたようだ。そういうことによって、非常に親しみを覚えたりするので、そういう機会を増やしてほしい。

委員：裁判員制度は実施することが決まっているので、どれくらい受け入れやすいかということを考える必要がある。一般の人は法廷に入るだけでも緊張する。とりあえず法廷を見てもらう、入ってもらうことが必要ではないかと考える。

(7) 次回テーマ及び期日

委員長：裁判所側からの提案として、当庁101号法廷を裁判員法廷に改修することになっているので、次回は、委員の方々に模擬評議を体験していただくことを考えている。また、今回の委員会で御意見を頂いた言葉の問題については、次次回以降に協議をしたいと考えており、皆さんの御意見を伺いたい。
(意見なし)

特に御意見がないようですので、次回は、委員の方々に模擬評議を体験していただくこととする。

次回期日については、平成18年3月1日とする。